令和2年度 第3回小樽市コンプライアンス委員会 議事概要

- 1 日 時 令和3年3月25日(木)午後1時30分~3時10分
- 2 場 所 市役所本館 2 階 市長応接室
- 3 委員出席者(敬称略)

委員長 西尾 弘美

副委員長 石黒 匡人

委 員 鹿角 健太

4 市の出席者

(所管部) 生活環境部次長、葬斎場長

(事務局) 総務部組織改革・コンプライアンス担当次長、同部主幹

- 5 議 題
 - (1) 公益通報(受付番号20)について(調査を行うか否か)
 - (2) その他

6 議事概要

- (1) 公益通報(受付番号20 件名「新型コロナウイルス感染症により死亡した者の遺族に対する葬斎場の対応について」)について
 - ① 事務局から、当委員会が所管部(小樽市生活環境部)に対して書面の 提出を求めた文書及びこれに対する回答文書の説明を行った。
 - ② 葬斎場の対応について、各委員から所管部に対して確認を行った(その後、所管部の職員は退席)。
 - ③ 小樽市職員倫理条例第16条第1項に規定する調査を行うか否かについて、別紙の理由により、調査を行わないこととし、その旨を、同項の規定により通報者に通知するとともに、同条第2項の規定により市長に報告することとした。
- (2) その他

事務局から、「コンプライアンスハンドブック」の一部改訂について報告 した。

公益通報(受付番号20)について、調査を行わないこととした理由

1 本通報は、小樽市が、火葬の際に、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方 の遺族とそうでない方の遺族とで異なる対応をしていること、これを継続しようとする ことは、憲法に定める法の下の平等に反し、違法であるというものである。

当委員会においては、憲法第14条とともに、地方自治法第244条第2項及び第3項に反する違法なものとして、小樽市職員倫理条例第15条第1号又は第3号に該当するか否かについて検討した。

小樽市生活環境部から提出された火葬の実施に関する説明文書、当委員会からの質問に対する生活環境部の回答文書、生活環境部次長、葬斎場長との質疑応答等に基づいて検討した。

2 小樽市は、令和2年4月、市長決裁により「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬につきまして(お願い)」(以下「お願い」という。)を定めた。

この内容は、遺族が濃厚接触者ではない場合も、死亡者の死因のみを理由として一律に対応を区別するものであり、また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族については、施設利用を相当限定し、拾骨に立ち会わせない等というものであり、遺族にとって対応の差異は大きなものでもあるため、不合理な差別的取扱いとなるかどうかが問題となる。

3 まず、小樽市葬斎場は、市内で唯一の火葬場であり、火葬を担う市職員の代わりもいないことから、職員の感染により休場するという事態を防ぐために、職員が感染するリスクを極力回避する必要性は非常に高いといえる。

他方、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族が感染している可能性 (以下「感染可能性」という。)が一様に高いとはいえないものの、他の理由で亡くなられた方の遺族に比して、感染者(亡くなられた方)やその遺品と接触している可能性は高いと考えざるを得ない。

4 令和2年4月の時点においては、急速に新型コロナウイルスの感染が拡大し、葬儀会社には新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその遺族への対応について不安が生じている一方、葬斎場において十分な感染対策を行い得る状況になかった。

上記3の状況、早急に対応の内容を決める必要があったこと、各遺族の感染可能性が高いか否かを個別に判断する方法等まで検討することは困難であったことに鑑みれば、令和2年4月時点では、「お願い」の内容は、不合理な差別的取扱いとはならないと考える。

5 令和2年7月29日付けで、厚生労働省及び経済産業省は「新型コロナウイルス感染 症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガ イドライン」(以下「ガイドライン」という。)を定めた。

そこでは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族が最後にお顔を見ることや拾骨することについて、拾骨できる場等を「可能であれば設定できるように検討してください」と記載されており、拾骨等を一律に行える、一律に行えないとはせず、 火葬を行う各自治体、葬斎場の実情に応じた対応を想定している。

6 「ガイドライン」が定められた後、小樽市は、これに基づく「お願い」の見直しをすべき状況ではないと判断したため、「お願い」の内容は現在まで変更されていない。

小樽市においては、令和2年6月以降、クラスターが頻発してしばしば新規陽性者数が増加しており、小樽市自身が様々な対応に追われていたこと、「ガイドライン」の趣旨が上記5のとおりであることからすれば、「ガイドライン」が定められた後も「お願い」に基づく対応を続けていたことは「ガイドライン」に反するものとはいえないし、現時点においても不合理な差別的取扱いということはできないと考える。

ただし、例えば、感染可能性の高い遺族と低い遺族を区別する簡便な方法があるにもかかわらず、それを採用せずに一律の対応をするのであれば、不合理な差別的取扱いとなる可能性があるので、「ガイドライン」が定められた後、遺族の感染可能性を個別に判断するための方法等について検討することが望ましかったと考える。

7 現在の「お願い」を継続することが不合理な差別的取扱いとなるかどうかについては、 令和3年3月8日の市議会において市長が「(「お願い」を)見直すことも検討したい」 と答弁しているで、現在の「お願い」が継続されるという前提に立った判断はできない と考える。

当委員会としては、例えば、病院等と葬儀会社、葬斎場間で情報共有できる場合や、 遺族が感染者(亡くなられた方)やその遺品と接触していないという証明文書を提出で きる場合など、感染可能性の高い遺族と低い遺族を区別する方法がないとはいえないと 考えたので、火葬を担う市職員が感染するリスクを極力回避しつつ、各遺族への平等な 対応という観点から、今後早期に「お願い」の内容を検討すべきであると考える。